

こどもみらい部について

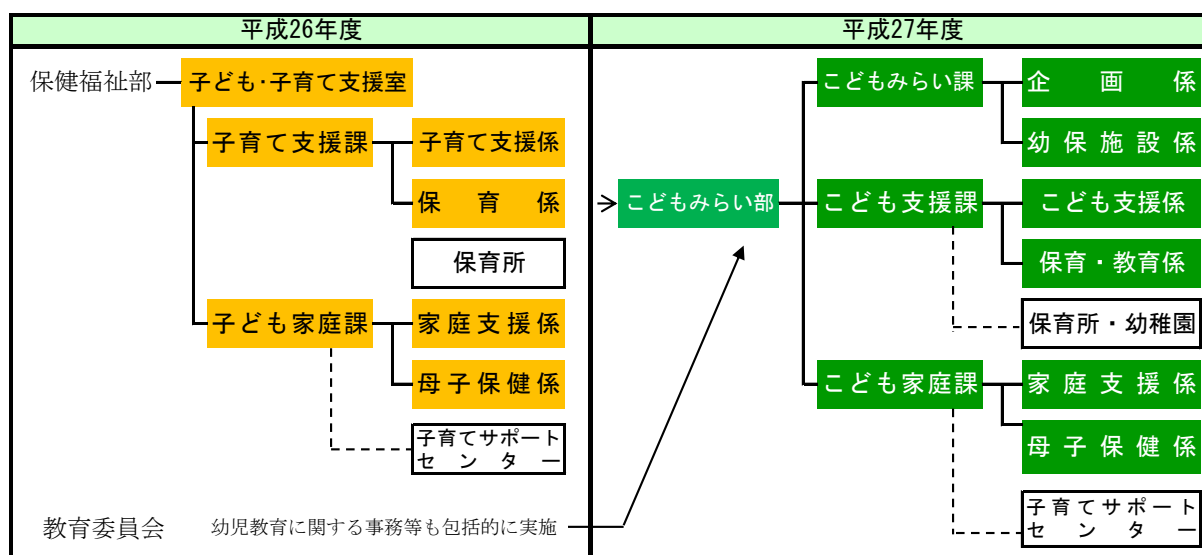
1 これまでの経過

こどもみらい部の設置については、将来のいわきを担う子どもたちの健全育成に向け、妊娠、出産から幼児期の教育・保育、学校教育期（学童保育等）に至るまで、一貫した施策展開を図ることを目的に、専任組織を段階的に設置することとし、平成26年度においては、保健福祉部内の子ども・子育て支援に関する施策・事業を集約し、保健福祉部内に子ども・子育て支援室を設置しました。

平成27年度においては、さらに、教育委員会事務局で所管する幼稚園に関する業務を市長部局へ移管し、一元的、包括的な体制のもとで、子ども・子育て支援の実施を図るとともに、子ども・子育て支援新制度への適切な対応等を図るため、こどもみらい部を新設しました。

2 こどもみらい部の体制

児童福祉に係る企画、調整及び統括や、子育て支援にかかる施策の総合調整など、本市の子ども・子育て支援に係る制度、方針等を所掌する「こどもみらい課」のほか、保育所・幼稚園の運営業務を一元化し、幼児教育、私立幼稚園に関することや、放課後児童健全育成事業など、施設の運営において子ども・子育て支援を担う「こども支援課」、さらには、母子・父子福祉、婦人保護に係る企画、調整及び統括や、児童、母子・父子福祉関係手当、母子保健に関することなど、子育て家庭への支援を担う「こども家庭課」の3課としました。



○ 担当事務等

※ 行政組織規則、いわき市長と委員会等及び議会事務局との間における事務の補助執行に関する規則ベース

部名	課名	係名	主な担当事務	問い合わせ先
こどもみらい部	こどもみらい課	企画係	・児童福祉に係る企画、調整及び統括、子ども・子育て支援に係る施策の総合調整に関すること。 ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。 ・幼保連携型認定こども園等・保育所・家庭的保育事業等の認可等に関すること。 ・新制度給付費支給に係る施設等の確認に関すること ・市立幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること。	22-7483 内線 2512・2512
		幼保施設係	・市立保育所、市立幼稚園の管理等に関すること。 ・私立施設の整備等に関すること。	22-7013 内線 2514・2515
	こども支援課	こども支援係	・放課後児童健全育成事業に関すること。 ・児童厚生施設（児童館など）に関すること。	22-7454 内線 2522・2523
		保育・教育係	・新制度に係る教育・保育給付の総合調整に関すること。 ・市立保育所、市立幼稚園の運営に関すること。 ・私立保育所、私立幼稚園の運営の補助等に関すること。 ・認可外保育施設に関すること。 ・へき地保育所に関すること。	22-7458 内線 2524～2528
	こども家庭課	家庭支援係	・母子・父子福祉及び婦人保護に係る企画、調整及び統括に関すること。 ・児童及び母子福祉関係手当、福祉金、祝金等に関すること。 ・要保護児童対策に関すること。 ・助産施設に関すること。 ・その他母子福祉に関すること。	27-8563 内線 65352～ 65355
		母子保健係	・母子保健に関すること。 ・小児慢性特定疾患治療研究事業に関すること。 ・育成医療、療育医療等の給付に関すること。	27-8597 内線 65356 65357
		子育てサポートセンター	・育児や療育の相談への指導、助言及び支援に関すること。	27-8599 内線 65354 65355

3 平成 27 年 6 月議会における答弁（こどもみらい部、子ども・子育て支援新制度関係）

○ こどもみらい部の役割をどう考えるか。

⇒ こどもみらい部につきましては、将来のいわきを担う子どもたちの健全育成に向け、妊娠、出産から幼児期の教育・保育、学校教育期の学童保育等に至るまで、一貫した施策展開を図ることを目的に、教育委員会から幼稚園業務を事務移管するなど、一元的、包括的な体制のもとで、子育て支援施策を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の適切な対応を図るため、本年 4 月より設置したものであります。子どもは未来を築く、かけがえのない存在であり、本市の地域社会を支え、あるいは国際社会等へはばたく人材となるなど、無限の可能性を秘めております。

このため、健やかに生まれ育つ社会的環境を整えていくとともに、人格の形成の基礎となる重要な幼児期において、さまざまな体験や人とのかかわりなどを通じて「生きる力」を身につけるための豊かな学びの土壌づくりに一丸となって取り組むことが、こどもみらい部に課せられた役割であると考えております。

○ 昨年度の子ども・子育て支援室からこどもみらい部に組織再編して、公立幼稚園の所管がこどもみらい部に変わったが、保育所と幼稚園を一元的に管理することの効果についてどのように感じているか。

⇒ 子ども・子育て支援を一元的、包括的な体制のもとで実施することにより、幼児教育・保育を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度にも適切に対応できるだけでなく、多様化する教育・保育ニーズに対し、保育所はもちろん幼稚園に関する情報も一元的に提供できることに加え、教育・保育の現状を把握し、双方を考え合わせながら子ども・子育て支援施策に係る方針や、施設整備のあり方など、ソフト、ハードの両面にわたって同一組織の中で、全体を俯瞰して検討できるなどの効果があるものと考えております。

○ 公立幼稚園の運営に当たっては教育委員会とこどもみらい部にまたがる形になるが、連携はどのように行うのか。

⇒ 本市の子どもたちの可能性を切り拓く豊かで一貫した教育環境の構築に向け、幼稚園におきましては、小学校と連携し、義務教育期における児童生徒の「生きる力」の育成に向け、それを下支えする基礎を形成する必要があるものと考えております。

今般の組織見直しに伴い、幼稚園に関する事務をこどもみらい部で所管することになりましたが、教育課程の編成方針等について、教育委員会とは、定期的に協議する場を設けるとともに、幼稚園の訪問指導などには、学校教育課の指導主事と同行するなど、密接な連携を図って参りたいと考えております。

○ 子ども・子育て支援新制度が新年度からスタートしたが、今なお残されている課題は何か。

⇒ 子ども・子育て支援新制度の課題につきましては、制度の施行後間もないことから、私立幼稚園など、新制度への移行が任意となっている事業者について、依然、経営環境等の全体像の見極めが難しく、参入の意向や時期が流動的な状況にあります。

このため、保育所、幼稚園、認定こども園など、市全体の施設のあり方が、現時点においては必ずしも見通せる状況になく、当面は、事業者の意向調査を毎年実施し、子ども・子育て支援事業計画を構成する需給計画の見直しを行っていく必要性が生じております。

また、新制度の導入にあたっては、複雑な制度でありながら、具体的な取扱いについて、国の通知が昨年度末に示されたものもあることから、今後につきましても、利用者や事業者に対しましては、丁寧な周知に努める必要があるものと考えております。